

第1部 総論

1 世界の動き

○国際婦人年と国連婦人の十年

第2次世界大戦の反省にたって創設された国際連合は、主要課題の一つとして人権擁護に取り組み、1946年（昭和21年）には男女平等の実現に向けて「婦人の地位委員会」が設置された。そして、1948年（昭和23年）にはすべての人間の尊厳と平等をうたった「世界人権宣言」が、1967年（昭和42年）には女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃し、実質的な男女平等を実現するための「婦人に対する差別撤廃宣言」が採択された。

その後、男性中心につくられた社会の制度や価値を見直そうと、女性たちの解放運動が高まり、女性の地位向上を目指した世界的規模の行動を促進するために、1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と定め、同年メキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」において、女性の地位向上を目指すための各国のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択された。

さらに、同年の国連総会では、1976年（昭和51年）から1985年（昭和60年）までを「国連婦人の十年」とし、そのテーマを「平等・発展・平和」とすることが宣言された。

○女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

1979年（昭和54年）の国連総会において、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択され、1980年（昭和55年）にコペンハーゲンで開催された「国連婦人の十年中間年世界会議」で署名式が行われた。

この条約は、実質的な男女平等を実現するために、法律・制度の見直しや改正を迫り、文化・慣習などの修正や廃止を含む措置をとるよう要求しており、これによって各国において男女平等に向けての具体的諸施策が一層推進されることとなった。

○婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略

1985年（昭和60年）には、ナイロビで「国連婦人の十年最終年世界会議」が開催され、この10年間の成果を評価するとともに、残された課題を解決するための西暦2000年に向けてのガイドラインとなる「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略（ナイロビ将来戦略）」が採択された。

○北京宣言と行動綱領

1995年（平成7年）には、ナイロビ将来戦略を見直し、西暦2000年に向けた優先行動計画をたてるために、「平等・開発・平和への行動」をテーマに第4回世界女性会議が北京で開催され、「北京宣言」と「行動綱領」が採択された。「行動綱領」は、貧困、教育、健康など12の重要分野について「女性のエンパワーメント（力をつけること）」を図ることを目的としているが、中でも女性の権利を人権として再認識し、女性に対する暴力を独立の問題として扱ったことが注目される。

○女性2000年会議と政治宣言・成果文書

2000年（平成12年）には、「21世紀に向けての男女平等・開発・平和」をテーマに、国連特別総会「女性2000年会議」がニューヨークの国連本部で開催され、北京宣言と行動綱領の実施状況の検討・評価や、それらの完全実施に向けた今後の戦略について協議が行われた。そして、女子差別撤廃条約の完全批准など行動綱領の完全実施に向けた「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（いわゆる「成果文書」）」が採択された。

2 日本の動き

○国内行動計画の策定

我が国では、女性に関する総合的施策推進のため「国際婦人年」である1975年（昭和50年）に、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置され、1977年（昭和52年）には「世界行動計画」を受けて、向こう10年間の女性行政関連施策の方向を明らかにした「国内行動計画」が策定された。

○女子差別撤廃条約批准

1980年（昭和55年）の「国連婦人の十年中間年世界会議」において、我が国も「女子差別撤廃条約」に署名し、その後、1984年（昭和59年）に国籍法、戸籍法の改正が、1985年（昭和60年）に男女雇用機会均等法の制定が行われるなど、男女平等に関する法律・制度面の整備が進められ、1985年（昭和60年）に女子差別撤廃条約を批准した。

○新国内行動計画

1987年（昭和62年）には、ナイロビ将来戦略を受けて、男女共同参加型社会の形成を目指した「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定され、1991年（平成3年）には、第1次改定が行われた。この改定では「共同参加」を、企画の段階からの関与が必要であるとして「共同参画」に改め、「男女共同参画型社会」の形成を目指すことになった。また、この年に、1歳未満の子どもを養育するために男女労働者が休業する権利を保障する「育児休業法」が制定された。

なお、育児休業法は1995年（平成7年）に大幅に改正され、「育児・介護休業法」が成立し、育児休業に加え介護休業も労働者の権利として認められることになった。

○男女共同参画2000年プラン

1994年（平成6年）には、内閣総理大臣を本部長に全閣僚を構成員とする「男女共同参画推進本部」と、総理府に「男女共同参画室」が設けられ、推進体制の充実が図られるとともに、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」が設置された。

また、1996年（平成8年）には、前年に北京で開催された世界女性会議で採択された行動綱領と、男女共同参画審議会から答申された「男女共同参画ビジョン」を受けて、男女共同参画社会の形成の促進に関する新たな行動計画「男女共同参画2000年プラン」が策定された。

○男女共同参画社会基本法と男女共同参画基本計画

1999年（平成11年）には、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けた「男女共同参画社会基本法」が制定され、2000年（平成12年）には、同基本法に基づき、男女共同参画の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「男女共同参画基本計画」が策定された。

また、2001年（平成13年）の中央省庁等改革に伴い、新たに設置された内閣府に、重要政策に関する会議として「男女共同参画会議」が、併せて内部部局として「男女共同参画局」が設置され、推進体制が一段と強化されている。

○女性に対する暴力の防止

2001年（平成13年）4月に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、ドメスティック・バイオレンスが「暴力」であり、「犯罪となる行為」であることが明示されるとともに、保護命令などドメスティック・バイオレンス対応のための法的な仕組みが整備された。

また2004年（平成16年）6月には同法が改正され、保護命令の対象を元配偶者まで拡大するとともに、被害者の子への接近禁止命令が創設されるなど、制度の充実が図られた。

3 宮崎県の動き

○府内推進体制の強化

本県においては、1978年（昭和53年）に女性行政に関する施策についての連絡調整と総合的な企画・推進を図るために、副知事を会長とする「宮崎県婦人関係行政連絡会議」（1990年（平成2年）「宮崎県女性行政関係連絡会議」に、2000年（平成12年）「宮崎県男女共同参画推進会議」に改称）を設置した。

1980年（昭和55年）には、女性に関する問題や施策について民間有識者から意見を聴き、県の女性行政に反映していくため、「宮崎県婦人問題懇話会」（1990年（平成2年）「女性の未来を考える懇話会」に、1999年（平成11年）「男女共同参画推進懇話会」に改称）を設置した。

1979年（昭和54年）には、女性に関する施策の総合的な窓口として青少年婦人課（1991年（平成3年）「女性青少年課」に、さらに2004年（平成16年）「青少年男女参画課」に改称）を設置し、女性施策についての本格的な取組みを始めた。

1999年（平成11年）には、男女共同参画社会の形成の促進に係る施策の総合調整に関する事務を掌理する職制として「女性政策監」（2001年（平成13年）に「男女共同参画監」に改称）を設置し、また、2001年（平成13年）には、宮崎県男女共同参画推進会議の幹事課を全庁的に拡大するなど、推進体制の強化を図ってきた。

2003年（平成15年）には、宮崎県男女共同参画推進条例の規程に基づき、「宮崎県男女共同参画審議会」を設置した。

○行動計画の策定

1981年（昭和56年）に、第三次宮崎県総合長期計画に「婦人対策の推進」を加え、翌年には「婦人に関する施策の方向－婦人行動計画－」を策定し、本県の女性施策の基本的方向を明

らかにした。

その後、1987年（昭和62年）には、この計画を見直し発展させた「男女共同社会を築くための宮崎女性プラン」を策定し、また、「男女共同社会づくりの推進」を重要課題として掲げた第四次宮崎県総合長期計画に基づき、1992年（平成4年）に「女と男ですすめるサンサンひむかプラン」を策定した。

さらに、第四次宮崎県総合長期計画の改訂に併せて1997年（平成9年）に「ひむか女性プラン」を策定した。

2002年（平成14年）3月には、第五次宮崎県総合長期計画の部門別計画として、また男女共同参画社会基本法第14条に規定されている「都道府県男女共同参画計画」として、「みやざき男女共同参画プラン」を策定し、総合的な施策の展開を図ってきた。

○推進拠点の整備

女性問題に関する県民の意識の高揚を図り、女性の自主的な交流活動を促進するため、1991年（平成3年）に「みやざき女性交流活動センター」を設置して啓発事業等を実施してきたが、2001年（平成13年）9月に、男女共同参画社会づくりの推進拠点として「宮崎県男女共同参画センター」を設置し、相談事業を開始するなどの事業拡大を行った。

○条例の制定

2003年（平成15年）4月1日、「宮崎県男女共同参画推進条例」を施行し、県と県民、事業者が一体となって男女共同参画社会づくりに取り組んでいくこととした。